

氏名(国籍)	ジャハンヴィー ナンダン (インド)
学位の種類	博士(芸術学)
学位記番号	博甲第3626号
学位授与年月日	平成17年3月25日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
審査研究科	芸術学研究科
学位論文題目	IMPACT OF THE WORLD HERITAGE CONVENTION ON LISTED SITES (世界遺産条約が登録サイトに及ぼす影響に関する研究)

主査	筑波大学教授	工学博士	日高健一郎
副査	筑波大学教授	博士(文学)	金田千秋
副査	筑波大学教授		蓮見孝
副査	上智大学教授	文学博士	石澤良昭

論文の内容の要旨

(構成)

本論文は次の構成をもつ。

- Chap.1 Introduction
- Chap.2 Methodology
- Chap.3 The World Heritage Convention
- Chap.4 Sri Lanka
- Chap.5 India
- Chap.6 Tunisia
- Chap.7 Conclusion

これに、脚注、参考文献、地図6点、計211点の写真、図版が加わる。

(概要)

1972年に採択された「世界遺産条約(世界の文化遺産および自然遺産の保護に関する条約)」には、2005年1月現在178ヶ国が加盟しているが、本論文は、この条約の規定によって世界文化遺産に登録された物件が、その登録によってどのような影響を受けたかを南アジアと北アフリカの登録地を事例として考察している。

論文の序となる1章では、著者の出身国であるインドの文化遺産制度と、世界遺産条約成立による遺産保護のグローバル化の対比が本研究の背景となったことが述べられる。世界遺産条約の影響評価はこれまでなされたことがなく、ユネスコにとっても大きな課題であった。続く2章では、本論文に適用された分析方法である「インパクト・モニタリング(影響評価法)」が説明される。影響評価法は、所与の状況において政策やプロジェクトの影響と効果を論じるために開発された方法であり、実施前に想定された効果と実施後に実際起こった結果とを比較し分析する。分析の前提となる「原因」と最終的な「結果」を結ぶ条件として「状況」が想定され、ある「状況」下で「原因」から「結果」が生起する過程が、そこに関与する要素を作用パ

ラメーター、インディケーター等の概念で階層化することで記述される。本論文が目的とする世界遺産条約の影響評価では、作用パラメーターとして、第一に世界遺産サイトの現状における変化、第二に世界遺産サイトを保全するための状況の変化、そして第三に世界遺産サイトの現状変化に関与する人々と制度の変化が論じられる。また、パラメーターの実相を表示するインディケーターとしては、保存状況、文化財保護法制、遺産マネジメント、学術研究の活性度、学術研究の公開性、保存技術者育成研修、国際協力、文化財保護教育、文化財危機管理体制、環境・開発問題、観光の促進ないし制御が設定される。しかし、これら各要素は、数値化されるのではなく、記述として正負の評価軸におおよその位置が与えられる。

3章では、分析の前提として世界遺産条約の成立経緯と機能が論じられ、遺産保護における成功の影でいくつかの問題が表面化したことが指摘される。登録地の地理的偏りや登録物件の質的偏りは年を追って顕著になり、ユネスコに登録類型と条件の見直しを迫るまでになっている。ユネスコによる他の五つの条約に比べると、世界遺産条約の「成功」は際立っているが、世界遺産委員会でたびたび指摘される「均衡の欠落」は世界遺産リストの信頼性、代表性（登録物件が、同種の遺産を代表する最も貴重な例であるという特性）を揺るがしかねない大きな問題である。世界遺産リストの信頼性を高め、遺産指定の意味の再評価を行う上でも適切な影響評価が求められる、と3章は結論づけている。

4章から6章は事例研究である。4章ではスリランカから5箇所、5章ではインドから4箇所、また6章ではチュニジアから1箇所の世界文化遺産を選び、影響評価法を適用して分析が進められる。スリランカでは、世界遺産登録を迫るようにして登録地が国内文化財保護法の対象地となり、有害な開発工事が阻止され、地元住民と行政当局に誇りが生まれるなど、好影響が見られる。しかし、未指定サイトに対する無関心が、この誇りと対照的に拡大することもあり、世界遺産指定物件だけを「選ばれし遺産」として称揚する差別意識の表面化が懸念される。インドでは、登録を契機として広域の保全を行うマスタープランが作成され、アジャンタ・エローラ開発計画、アガ・カーン文化基金保存計画など、広い視野の保全活動が推進された。チュニス（チュニジア）の旧市街メディナでも、街区を分断する無神経な街路計画が撤回されるなど、登録の効果は顕著であった。南アジアおよびチュニジアでは、遺産保護に対する政府と住民の意識が国際水準と比べて低く、権利を主張する者同士の対立から保護への施策が混乱し、結果的には修復不可能な被害が生じている例もある。

7章の結論では、10の事例研究を踏まえ、世界遺産条約による好影響と負の影響の諸相が論じられる。多くの場合、後者を抑制しようとする、逆に前者も制限され縮小する可能性のあること、また遺産保護に対する人々の理解、特にその前提となる遺産保護教育が不十分であったり、また欠落した国と地域では、国内水準よりもはるかに高い保護意識を要求する世界遺産条約の導入は早過ぎたといえることが指摘される。著者は、影響評価法とそれを適用した事例研究を通じて、結論として、南アジアとそれに類した状況を抱えるチュニジアにおいては、負の影響を拡大させることなく好影響を増加させる唯一の選択肢として、長期的な遺産保護教育の充実を挙げている。

審 査 の 結 果 の 要 旨

本論文は、世界遺産条約の影響評価という新しい視点を開く研究として注目される。世界遺産が社会的に広く認知されるようになり、映像や書籍によって、社会一般の関心はここ10年の間に大いに高まった。しかし、本論文の著者も指摘するように、世界遺産制度は、世界的な規模での文化と自然の保護において、実はさまざまな不均衡を顕在化させている。特に、条約自体が、その有効性検証のシステムを含まないため、世界遺産条約が登録遺産に対してどのような影響を及ぼしてきたかという影響評価は、これまでなされたことがなかった。本論文の意義は、この未開拓領域に挑戦し、遺産保護の理念と体制になお課題を抱える南ア

ジアと北アフリカの事例で世界遺産条約の影響の特性を考察したことにある。

世界遺産条約の影響を評価する手法として、著者は、政策やプロジェクトの有効性評価に適用される「インパクト・モニタリング（影響評価法）」を採用している。上記「概要」でも述べたように、この評価法は、数値による分析や比較のための手法ではなく、分析を行う思考方法、考察を進める思考構造をモデル化した理論で、ユネスコの政策判断、行動指針の決定に活用されている。世界遺産制度の影響評価が必要であることはこれまでたびたび主張されてきたが、ユネスコは各国政府への遠慮もあり、また影響評価はユネスコ自体の「自己評価」ともなりうることから、評価に積極的ではなかった。今回、著者は、ユネスコでの研修で多くの資料を検討・分析する機会に恵まれ、また、ユネスコ職員との研究交流を通じて、世界遺産制度の評価に取り組む方法論的基盤を獲得することができた。世界遺産に関する研究として、著者のこうした活動と研究努力は評価できる。ユネスコに対しては、学術研究の成果として本論文を提出する予定とのことであり、論文概要の説明を受けたユネスコからは主査に対して期待が表明された。

3カ国10例の事例研究は、世界遺産保護の現状が多様かつ複雑であることを示して興味深く、遺産保護に多くの構造的問題を抱える地域の現状が報告され、分析された意義は小さくない。特に、インドの国籍を有する著者は、自国の文化遺産保護の現状に鋭い洞察をもって切り込み、関係者と精力的なインタビューを行って問題点を抉り出している。世界遺産、特に遺産保護の現状と制度に関する研究では、従来の芸術・建築史系の学術研究と異なる機動的な情報収集と調査活動が求められるが、著者は旺盛な研究意欲をもって、この条件に対応し、当初、5カ国22例の候補を、最終的に10例に絞って考察している。事例対象の絞込みでは、世界遺産条約の正負の影響を象徴する事例を優先させているが、事例選択の論理的必然性にはやや議論の不足を感じた。3カ国10例の調査も決して容易ではないことを考えると、選択の論理性を批判するよりは、10という事例を離れた3カ国にわたって調査した努力を評価すべきであると考えられる。

世界遺産条約による登録物件は、登録前に比べて慎重かつ丁寧な保護下に置かれ、同時に「世界遺産」としての知名度が多く観光客を引き寄せるなど、遺産自体とその地元ないし所有国政府にとって好ましい影響が増幅されるかの印象がある。しかし、すでに観光奨励が遺産保護と対立するなど、世界遺産登録は好影響と同時に負の影響を生成する可能性があることが明らかになってきた。本論文の特色と意義は、こうした負の影響を、遺産保護の余裕もてる先進国ではなく、資金と理念の両面で遺産保護に立ち遅れる途上国の事例で明らかにしていることである。特に、スリランカのダンブッラ黄金寺院では、遺産の所有権を主張する司祭が保全活動を妨害し、世界最大の座仏像の制作を進めるなど、先進国では想定できないような無理解と危機が存在するが、関係者、特に利害関係者に詳細なインタビューを試みて、各遺産の危機的現状を抽出した著者の努力は大いに評価できる。

よって、著者は博士（芸術学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。